

新型コロナウイルス感染症対策のための

事業者支援策 (第2弾)

新型コロナウイルス感染症による国民生活への影響が生じています。本市においても経済への打撃を受け、支援策の第1弾として、「下関市中小企業制度融資」の拡充(保証料への補助率の引き上げ等)を行いました。しかし、緊急事態宣言の全国への拡大等の影響により経済状況の悪化が進んでいることから、更に第2弾の事業者支援策を策定しました。



★ 食べて応援!「ごちそう宅シー」(通称:ごちタク)

タクシー事業者と飲食店との連携により、感染リスクの低い「テイクアウト・デリバリー形態」での飲食サービスを市民に提供し、事業に要する費用を補助
閩企画課 (☎231-5838) ※テイクアウト・デリバリー等の業態転換の補助制度あり(P3)



③ タクシー会社
が店で商品
を受け取り代
金を立て替え

- ①「ごちタク」対象のお店
に配達希望時間の2時
間前までに電話
- ②「ごちタク」対象のタク
シー会社へ電話

④ 商品代金+250円
(代行手数料)をタク
シードライバーに現
金で支払い、商品受取
※原則5キロ以内、合
計2,000円以上1万
円以下の購入が対象



★ 飲食・宿泊事業者 に対する「経営支 援給付金」

外出自粛要請等により経営に甚大な影響が生じている飲食事業者・宿泊事業者を対象として、一律の給付金を交付。※給付を受けるには、申請し給付決定を受ける必要あり 閩6月30日(火)まで

飲食事業者

市内で食品衛生法による飲食店営業・喫茶店営業許可を受けている事業者

1者につき
10万円

宿泊事業者

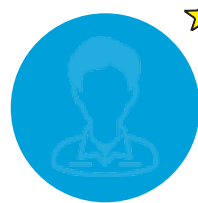
市内で旅館業法による旅館・ホテル営業の許可を受けている事業者

1者につき
50万円

市内で旅館業法による簡易宿所営業が下宿営業許可を受けている事業者

1者につき
10万円

閩産業振興課下関市経営支援給付金窓口(☎250-7273)



★ 雇用調整助成金 の上乗せ支給

国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業者に、支給決定額の10分の1の額を助成します。

国助成額の
10分の1
上限 **100万円**

※現在、国において「雇用調整助成金」の制度改正の検討が行われており、それに伴い、今後、本助成金制度が変更になる可能性があります。

閩①市内に事業所を有している方 ②新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市内に所在する事業所の休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業者等 ③市税の滞納がない方

閩郵送での申請
閩産業立地・就業支援課助成金窓口
(☎232-1133) ※6月1日(月)より



●掲載する内容は、5月15日現在のものです。新型コロナウイルス感染症対策等により、内容が変更になる場合があります。最新情報についてはホームページ等で確認するか各問い合わせ先にご確認ください。

	対象	内容	窓口
操業資金に困っている	持続化給付金【国】	中小・個人事業者等 売上が前年比50%以上減少した中小・個人事業者等に対する給付金 法人: 上限200万円 個人: 上限100万円	持続化給付金事業コールセンター (☎0120-115-570)
	新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金【県】	飲食事業者 食事提供施設を営業する事業者を対象とした支援金(キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バーなど県が休業要請した施設を営業する事業者を除く) 飲食: 10万円 /1事業者	下関商工会議所 (☎222-3333) 下関市商工会 (☎772-0625)
	★飲食・宿泊事業者に対する「経営支援給付金」【市】 ※P2	飲食・宿泊事業者 飲食・宿泊事業者を対象とした給付金 飲食: 10万円 宿泊: 10万円 か 50万円 ※1事業者当たり	産業振興課下関市経営支援給付金窓口 (☎250-7273)
	新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】	事業者 直近1カ月の売上高が前年同期または前々年同期比5%以上減少した場合、運転資金・設備資金を融資(上限6,000万円)※農林漁業者向けの融資制度も別途あり	日本政策金融公庫下関支店 (☎222-6225)
	山口県中小企業制度融資【県】	事業者 売上高等が減少し、セーフティネット保証の認定を受けた中小企業者に運転資金を融資(上限3,000万円) ※利子・保証料の減免措置あり	各金融機関
	下関市中小企業制度融資【市】	事業者 直近1カ月の売上高とその後2カ月を含む3カ月間の売上高が前年同期比5%以上減少する場合、運転資金を融資(上限3,000万円)	各金融機関
	特別利子補給制度【国・県】	事業者 売上が一定以上減少した企業等を対象に、利子補給を行うことにより、 実質無利子 で融資	各金融機関
雇用を確保・維持したい	雇用調整助成金【国】	計画休業等を行う事業者 計画休業による従業員への休業手当等を助成(助成率は、中小企業と大企業、解雇の有無等により異なる)	ハローワーク下関 (☎222-4031 32#)
	★雇用調整助成金の上乗せ支給【市】 ※P2	国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業者 「雇用調整助成金」の支給決定額の10分の1を助成(上限100万円)	産業立地・就業支援課助成金窓口 (☎232-1133) ※6月1日(月)より
	保護者の休暇取得支援【国】	事業者 家庭に小学生等がいる労働者を休業させる場合、助成金を支給(上限8,330円/日) ※正規・非正規を問わない)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (☎0120-60-3999)
業態転換等 をしたい	市内で飲食業を営む事業者 業態転換補助金【市】 営業可能な業態への転換を図る事業者に対して、初期投資等に要する費用の一部を補助(補助率2/3、上限20万円)	産業振興課 (☎231-1220)	